令和８年大府市規則一覧

公布日　令和８年１１月２４日

第７０号　　大府市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

第７１号　　大府市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大府市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月24日

大府市長　岡　村　秀　人

大府市規則第70号

大府市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

大府市税に関する文書の様式を定める規則（平成24年大府市規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（文書等の様式） 第２条　市税の賦課徴収に関し必要な文書、帳票等の様式は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第40号）第６条第１項に基づき国が定める様式のほか、別表に定めるとおりとする。	（文書等の様式） 第２条　市税の賦課徴収に関し必要な文書、帳票等の様式は、他の法令に定めるもののほか、別表に定めるとおりとする。
（準用） 第３条　地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第２条第６項の規定による届出の様式については別表第３号様式を、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第14条の18第２項後段の規定による通知書の様式については別表第８号様式を、政令第６条の７第４項において準用する政令第６条の２の４後段の納期限変更通知書については別表第９号様式を、法第16条第３項（法第16条の３第３項及び	（準用） 第３条　地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第２条第６項の規定による届出の様式については別表第３号様式を、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第14条の18第２項後段の規定による通知書の様式については別表第８号様式を、政令第６条の８において準用する政令第６条の２の３後段の納期限変更通知書については別表第９号様式を、法第16条第３項（法第16条の３第３項及び第16

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>第16条の４第７項において準用する場合を含む。）の規定による増担保の提供等の必要な行為を求める文書については別表第10号様式をそれぞれ準用する。
（繰上徴収の場合の記載事項）
第４条　政令第６条の２の４前段の規定による告知は、この規則で定める納税通知書、納付（納入）通知書等に繰上徴収する旨及びその納期限を記載するとともに、その裏面に繰上徴収する法令の根拠規定を記載するものとする。
別表（第２条関係）
<table><tr><th>様式番号</th><th>様式名</th><th>根拠条文</th></tr><tr><td>15</td><td>削除</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>18</td><td>削除</td><td></td></tr></table></td><td>条の４第７項において準用する場合を含む。）の規定による増担保の提供等の必要な行為を求める文書については別表第10号様式をそれぞれ準用する。
（繰上徴収の場合の記載事項）
第４条　政令第６条の２の３前段の規定による告知は、この規則で定める納税通知書、納付（納入）通知書等に繰上徴収する旨及びその納期限を記載するとともに、その裏面に繰上徴収する法令の根拠規定を記載するものとする。
別表（第２条関係）
<table><tr><th>様式番号</th><th>様式名</th><th>根拠条文</th></tr><tr><td>15</td><td>市税過誤納金還付等通知書</td><td>法第17条、第17条の２第５項及び第17条の２の２第７項</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>18</td><td>納税証明書</td><td>法第20条の10</td></tr></table></td></tr>
</table>

改正後			改正前		
24	削除		24	市民税・県民税・森林環境税納税通知書	法第43条、第319条の２第１項及び第739条の２
25	削除		25	市民税・県民税・森林環境税更正（決定）通知書	法第321条の２第１項
26	削除		26	給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書	法第321条の４第１項及び第321条の６第１項
略	略	略	略	略	略
28	削除		28	法人市民税更正（決定）通知書	法第321条の11第４項
29	削除		29	固定資産税・都市計画税納税通知書	法第364条第２項及び第702条の８第５項
48	削除		48	軽自動車税納税通知書	法第451条第２項
49	軽自動車税減免申請書	条例第80条第２項並びに第81条第３項及び第５項	49	軽自動車税減免申請書	条例第80条第２項並びに第81条第３項及び第４項
略	略	略	略	略	略
51	原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書	略	51	軽自動車税（原動機付自転車・小型特殊自動車）標識交付証明書	略
		略			略

第15号様式を次のように改める。

第15号様式　削除

第18号様式その１及び第18号様式その２を次のように改める。

第18号様式その１　削除

第18号様式その２　削除

第19号様式を次のように改める。

第 19 号様式(第2条関係)

公　　示　　送　　達　　書

年　月　日

大府市長

下記書類を、地方税法第20条の２第１項の規定により公示送達します。
なお、送達すべき書類は、当市役所　　において保管しており、申出があればいつでも交付します。

送　達　先 氏名（名称）	送達すべき書類を特定するために必要な情報	備　考

この
これらの　書類は、公示送達をした日から起算して７日を経過したときに送達があったものとみなされます。

第22号様式を次のように改める。

第 22 号様式（第２条関係）

（表）

市民税
県民税　　申告書

整理番号	
業種又は職業	
電話番号	

大府市長　殿

提出年月日　年　月　日

現住所
1月1日現在の住所

フリガナ
氏名
生年月日　　世帯主の氏名　　続柄
個人番号

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

	社会保険の種類	支払った保険料
⑬ 社会保険料控除		円
	合計	

	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
⑮ 生命保険料控除	円	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	円	円
	介護医療保険料の計	
	円	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	円	円

⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
⑰ □ 寡婦控除（□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還）
⑱ □ ひとり親控除
⑲ □ 勤労学生控除（学校名）

⑳ 障害者控除
1 フリガナ / 氏名　障害の程度　級度
個人番号
2 フリガナ / 氏名　障害の程度　級度
個人番号

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者
配偶者 フリガナ / 氏名　生年月日　明・大・昭 平・令　・　・
配偶者の合計所得金額　円
個人番号　□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）

㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除

	フリガナ / 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄 / 特親
1		明・大・昭 平・令　・　・	□ 同居 □ 別居	
	個人番号		控除額	万円
2		明・大・昭 平・令　・　・	□ 同居 □ 別居	
	個人番号		控除額	
3		明・大・昭 平・令　・　・	□ 同居 □ 別居	
	個人番号		控除額	
4		明・大・昭 平・令　・　・	□ 同居 □ 別居	
	個人番号		控除額	

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

	フリガナ / 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
1		平・令　・　・	□ 同居 □ 別居	
	個人番号			
2		平・令　・　・	□ 同居 □ 別居	
	個人番号			
3		平・令　・　・	□ 同居 □ 別居	
	個人番号			

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「１２」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
㉗ 雑損控除		・　・	
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
㉘ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
	円	円	

1 収入金額等			
事業	営業等	ア	円
事業	農業	イ	
不動産		ウ	
利子		エ	
配当		オ	
給与		カ	
雑	公的年金等	キ	
雑	業務	ク	
雑	その他	ケ	
総合譲渡	短期	コ	
総合譲渡	長期	サ	
一時		シ	

2 所得金額		
事業	営業等	①
事業	農業	②
不動産		③
利子		④
配当		⑤
給与		⑥
雑	公的年金等	⑦
雑	業務	⑧
雑	その他	⑨
雑	合計（⑦＋⑧＋⑨）	⑩
総合譲渡・一時		⑪
合計		⑫

4 所得から差し引かれる金額		
社会保険料控除		⑬
小規模企業共済等掛金控除		⑭
生命保険料控除		⑮
地震保険料控除		⑯
寡婦、ひとり親控除		⑰～⑲
勤労学生、障害者控除		⑲～⑳
配偶者（特別）控除		㉑～㉒
扶養控除		㉓
特定親族特別控除		㉔
基礎控除		㉕
⑬から㉕までの計		㉖
雑損控除		㉗
医療費控除	区分 □	㉘
合計（㉖＋㉗＋㉘）		㉙

地方税法附則第４条の５の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「１」と記入してください。

5　給与・公的年金等に係る所得以外（において６５歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税　の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

（切り取らないでください。）

市民税・県民税　　申告書受付書

住所		受付日付印
氏名		

（裏）

6 分離課税所得及び退職所得

区分	種目	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	Ⓒ差引(Ⓐ−Ⓑ)	Ⓓ特別控除額	所得金額(Ⓒ−Ⓓ)
短期譲渡	9％適用分(一般)			⑱		㉓
	5％適用分(軽減)			⑲		㉔
長期譲渡	一般			⑳		㉕
	優良住宅地等			㉑		㉖
	居住用財産			㉒		㉗
株式等の譲渡	一般分			㉘		㉘
	上場分			㉙		
先物取引	事業・雑			㉚		㉙
山林所得		Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	Ⓒ特別控除額	Ⓓ青色申告特別控除額	所得金額(Ⓐ−Ⓑ−Ⓒ−Ⓓ)
						㉚
退職所得	Ⓐ収入金額	勤続年数	障害の別	Ⓑ退職所得控除額	Ⓒ差引(Ⓐ−Ⓑ)	所得金額(Ⓒ×1/2)
		年(年 月間)	普通・特別			㉛
					特例適用条文	措置法 条

7 雑所得（公的年金等以外）の収入金額のある方

種目	所得の生ずる場所	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	所得金額(Ⓐ−Ⓑ)

8 源泉徴収票の添付のない給与所得者の記載欄

日雇及び源泉徴収をしていない事業所などに勤務している方は、下記の表に記入してください。

月	月収	月	月収	月	月収	月	月収	小計
1		4		7		10		
2		5		8		11		賞与等
3		6		9		12		

雇用主又は事業所の所在地					合計収入（表面の給与収入金額⑧）
雇用主又は事業所の名称		電話	(　　)	屋号	

9 専従者控除

事業専従者	氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者控除額
1			明・大・昭・平・・生	ヶ月	
	個人番号				
2	氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者控除額
			明・大・昭・平・・生	ヶ月	
	個人番号				
3	氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者控除額
			明・大・昭・平・・生	ヶ月	
	個人番号				

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	氏名		住所	□国外居住	□16歳未満 □入口16歳以上 □配偶者 □障害者
	個人番号				
2	氏名		住所	□国外居住	□16歳未満 □入口16歳以上 □配偶者 □障害者
	個人番号				
3	氏名		住所	□国外居住	□16歳未満 □入口16歳以上 □配偶者 □障害者
	個人番号				

10 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	個人番号
		明・大・昭・平・令・・生	級度	

11 寄附金に関する事項

寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	円	条例指定分	愛知県	円
	住所地の共同募金会、日赤支部分	円		大府市	円

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

14 所得がなかった方の記載欄

前年中（1月1日から12月31日まで）又は一部の期間に所得がなかった方でも、後日、所得課税証明書を交付する場合の基礎資料や国民健康保険税の判定資料として必要となりますので、下記の該当欄に所得がなかった理由、生活状況等を記入してください。

裏面

1 下記の人から扶養又は援助を受けていた。

住所

氏名　　（本人との続柄　　）

2 学生であった。

学校名　　（学部・学科）　　学年

3 傷病者や遺族の恩給・年金などを受給していた。（障害者年金・遺族年金・恩給・その他）

（支払者）　　（受給金額）　　円

4 貯金・蓄えで生活をしていた。

5 雇用保険・失業給付を受給していた。

（受給期間　　年　　月～　　年　　月）（受給額）　　円

6 病気療養中（入院・通院）

年　　月　から　　年　　月　まで

7 その他（1月1日から12月31日まで）の生活状況

第24号様式から第26号様式その２までを次のように改める。

第24号様式　削除

第25号様式　削除

第26号様式その１　削除

第26号様式その２　削除

第28号様式及び第29号様式を次のように改める。

第28号様式　削除

第29号様式　削除

第48号様式を次のように改める。

第48号様式　削除

第51号様式を次のように改める。

第 51 号様式（第２条関係）

原動機付自転車・小型特殊自動車

標識交付証明書

所有者	住所		
	氏名		
使用者	住所		
	氏名		
納税義務者区分			
標識番号			
種別			
定置場			
所有形態			
車名			
車台番号			
型式		型式認定番号	
総排気量又は定格出力		原動機型式	
最高速度		最高出力	
長さ		幅	
納税義務発生年月日		年式	
備考			

上記のとおり標識を交付したことを証明します。

【お問い合わせ先】　　年　　月　　日

大府市長

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の大府市税に関する文書の様式を定める規則（以下「新規則」という。）第22号様式は、令和９年度以後の年度分の個人の市民税及び県民税について適用し、令和８年度分までの個人の市民税及び県民税については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際現に改正前の大府市税に関する文書の様式を定める規則の規定に基づき作成されている諸用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大府市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月24日

大府市長　岡　村　秀　人

大府市規則第71号

大府市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大府市国民健康保険税条例施行規則（昭和51年大府市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（納税通知書） 第２条　条例第25条の規定による国民健康保険税（以下「保険税」という。）の納税通知書は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第40号）第６条第１項に基づき国が定める様式とする。	（納税通知書） 第２条　条例第25条の規定による国民健康保険税（以下「保険税」という。）の納税通知書は、国民健康保険税納税通知書（第１号様式、第１号様式の２及び第２号様式）によるものとする。

第１号様式から第２号様式までを削り、第３号様式を第１号様式とし、第４号様式を第２号様式とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年12月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の大府市国民健康保険税条例施行規則の規定に基づき作成されている諸用紙は、改正後の大府市国民健康保険税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。